

# 宮城県公報

宮 城 県  
行 政 部  
宮 城 県 仙 台 市 青 葉 区  
本 町 三 丁 目 8 番 1 号  
電 話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

ページ

○地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則	(医療整備課)	一
○地方独立行政法人宮城県立病院機構の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則	(同)	一
○特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(長寿社会政策課)	一
○筋萎縮性側索硬化症の患者に係る介護人派遣費用交付規則の一部を改正する規則	(疾病・感染症対策室)	二
○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	(子育て支援課)	二
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	四

## 規 則

地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## ○宮城県規則第四十四号

地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則  
地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務運営等に関する規則(平成十八年宮城県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日」を「知事が別に定める日」に改め、同条第二項中「納付金」を「前項の納付金」に、「期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日」を「知事が別に定める日」に改める。

## 附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

地方独立行政法人宮城県立病院機構の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## ○宮城県規則第四十五号

地方独立行政法人宮城県立病院機構の業務運営等に関する規則の一部を改正する規則  
地方独立行政法人宮城県立病院機構の業務運営等に関する規則(平成二十三年宮城県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「当該期間最後の事業年度の次の事業年度の六月三十日」を「知事が別に定める日」に改め、同条第二項中「期間最後の事業年度の次の事業年度の七月十日」を「知事が別に定める日」に改める。

## 附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## ○宮城県規則第四十六号

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則  
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第九項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の一項を加える。

10 第一項第二号の医師及び同項第七号の調理員、事務員その他の職員の数、サテライト型居住施

設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであつて、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

筋萎縮性側索硬化症の患者に係る介護人派遣費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十七号

筋萎縮性側索硬化症の患者に係る介護人派遣費用交付規則の一部を改正する規則

筋萎縮性側索硬化症の患者に係る介護人派遣費用交付規則（平成十二年宮城県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中

特定疾患医療 受給者番号	0	8					
-----------------	---	---	--	--	--	--	--

を

特定医療費 (指定難病)医療 受給者証番号							
-----------------------------	--	--	--	--	--	--	--

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の様式第一号の規定は、平成二十七年一月一日から適用する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十八号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和五十九年宮城県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。  
第五条の六の見出しを「（病児保育事業の開始の届出等）」に改め、同条第一項中「第三十四条の十

第五項」を「第三十四条の十八第一項」に、「家庭的保育事業開始届」を「病児保育事業開始届」に改め、同条第二項中「第三十四条の十五第二項」を「第三十四条の十八第二項」に、「家庭的保育事業変更届」を「病児保育事業変更届」に改め、同条第三項中「第三十四条の十五第三項」を「第三十四条の十八第三項」に、「家庭的保育事業廃止・休止届」を「病児保育事業廃止・休止届」に改める。  
第六条第六項中「第三十五条第六項」を「第三十五条第十一項」に改め、同条第七項中「第三十五条第七項」を「第三十五条第十二項」に改める。  
第七条中「第三十五条第六項」を「第三十五条第十一項」に、「同条第七項」を「同条第十二項」に改める。

様式第三号の二から様式第三号の四までを次のように改める。

様式第3号の2から様式第3号の4まで 別添

様式第五号の十一を次のように改める。

様式第5号の11 (第5条の6関係)

病児保育事業開始届

宮城県知事

殿

年 月 日

住所

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

病児保育事業を開始したいので、児童福祉法第34条の18第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業の種類及び内容
- 2 経営者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 3 条例、定款その他の基本約款
- 4 職員の定数及び職務の内容
- 5 主な職員の氏名及び経歴
- 6 事業を行おうとする区域 (市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。)
- 7 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員
- 8 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- 9 事業開始の予定年月日

- (添付書類)
- 1 収支予算書
- 2 事業計画書

様式第5号の11「11」 「家庭的保育事業変更届」や「病児保育事業変更届」

「住所

「市町村長

印」や

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)」

事業について」や「病児保育事業について」

「住所

「市町村長

印」や

氏名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)」

事業を」や「病児保育事業を」

「3 現に保育を受けている乳児又は幼児に対する措置」

「4 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間」

「 運 営 の 方 法 」	運 営 方 針	
	入 所 し て の 方 法 入 所 処 遇 方 法	

「 運 営 の 方 法 」	運 営 方 針	
	入 所 し て い る 者 の 方 法 入 所 処 遇 方 法 事業の運営に関する重要事項(保育所の規程)	別紙のとおり (規程を添付)

に改める。

様式第六号の二中

運営の方法	
運営方針	
入所している者の法	

を

「運営の方針」	
運営方針	
入所している者の法の	
事業の運営に関する重要事項(保育所の規程)	別紙のとおり (規程を添付)

に改める。

様式第十号中「第35条第6項」を「第35条第11項」に改める。

様式第十号の二中「第35条第7項」を「第35条第12項」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十九号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年宮城県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第二十四條第五項若しくは第六項の規定による措置」に改める。

第九條中「児童福祉施設」の下に「(保育所を除く。)」を加え、同條に次の一項を加える。

2 保育所は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
  - 二 提供する保育の内容
  - 三 職員の職種、員数及び職務の内容
  - 四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
  - 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
  - 六 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
  - 七 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たつての留意事項
  - 八 緊急時等における対応方法
  - 九 非常災害対策
  - 十 虐待の防止のための措置に関する事項
  - 十一 保育所の運営に関する重要事項
- 第十一條第二項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第二十四條第五項若しくは第六項の規定による措置」に改める。

第三十一條第三項第二号の表中

避難用	建築基準法施行令第二百二十三條第二項各号に規定する構造の屋外階段
-----	----------------------------------

を

避難用	<p>1 建築基準法施行令第二百二十三條第一項各号又は同條第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同條第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備(同條第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を有するもの)その他の有効に排煙することができると認められるものに限る。)を有する付室を通して連絡することとし、かつ、同條第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。</p> <p>3 2 建築基準法第二條第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>建築基準法施行令第二百二十三條第二項各号に規定する構造の屋外階段</p>
-----	---

に改

める。

第三十三條中「。以下「就学前保育等推進法」という。第七條第一項に規定する認定ことも園をいう。」を「第三條第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同條第九項の規定による公示がされた施設をいう。」に、「幼稚園と同様に一日に四時間程度利用する幼児(以下「短時間利用児」という。)三十五人以上につき一人以上、一日に八時間程度利用する幼児(以下「長時間利用児」という。)」を「満

三歳以上満四歳に満たない幼児」に、「短時間利用児三十五人につき一人以上、長時間利用児」を「満四歳以上の幼児」に改める。

第三十六条を次のように改める。

(業務の質の評価等)

第三十六条 保育所は、自らその行う法第三十九条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条 削除

附則第四項の前の見出し及び同項から第九項までを削り、附則第十項を附則第四項とし、附則第十一項から附則第十四項までを六項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。